

特別清掃（特記仕様書）

【知事公舎の清掃】

●業務の内容は、下記のとおりとする。

1 通常清掃

(1) 作業実施日及び時間

毎週火曜日の15:00～16:30

※火曜日が祝祭日等の場合や公舎等の都合により清掃ができない場合は、別途日を指定して実施するものとする。

(2) 作業内容

作業内容は、雑巾及びモップによる水拭き清掃、掃除機による清掃とする。

なお、トイレトーパー（県指定の商品とする）及び水石鹸については適宜補充すること。

(3) 作業人員 3名/回 ※作業人員は極力変更しないこと。

2 年末特別清掃

(1) 作業実施日及び時間

作業は12月中に別途日を指定して実施するものとする。

作業時間は、9:00～17:00とする。

(2) 作業内容

作業内容は通常清掃に加え、天井のすす払い、外周のサッシ及び網戸の洗浄、窓ガラスの拭き掃除、照明器具の拭き掃除、壁面の段差や障子等埃のたまりやすい箇所の水拭き掃除を行うものとする。

(3) 作業人員

作業人員は6名とする。

ただし、通常清掃の日時及び状況により別途調整を行い、作業内容等に応じ、適正な作業人員を配置するものとする。

●注意事項

- ・室内には重要な美術品等があるため、細心の注意を払って作業を実施すること。

【中之小路賓館の清掃】

●業務の内容は、下記のとおりとする。

1 通常清掃（2回／月）

(1) 作業実施日及び時間

毎月第2、第4金曜日の14:00～16:00

※金曜日が祝祭日等の場合や公舎等の都合により清掃ができない場合は、別途日を指定して実施するものとする。

(2) 作業内容

作業内容は、雑巾及びモップによる床、窓等の水拭き清掃、掃除機による清掃とする。

なお、トイレットペーパー（県指定の商品とする）及び水石鹸については適宜補充し、手すり、ドアノブ、トイレ等の人の手に触れやすい部分の消毒作業を行うこと。

(3) 作業人員 3名／回 ※作業人員は極力変更しないこと。

2-1 特別清掃（特別公開日の土日祝）

(1) 作業実施日及び時間

春・秋の特別公開（各1週間程度とする。）期間の土・日祝日に限る。

9:00～17:00

(2) 作業内容

トイレ清掃及び玄関周りの掃き掃除等を行う。なお、トイレットペーパー（県指定の商品とする）及び水石鹸については適宜補充し、手すり、ドアノブ、トイレ等の人の手に触れやすい部分の消毒作業を行うこと。

(3) 作業人員 1名／回

2-2 特別清掃（特別公開日の平日）

(1) 作業実施日及び時間

イベント等（春・秋の特別公開を含む。）により平日を開館日とする場合 朝昼夕の1日3回（3時間）

作業は別途日を指定して実施するものとする。

(2) 作業内容

トイレ清掃及び玄関周りの掃き掃除等を行う。なお、トイレットペーパー（県指定の商品とする）及び水石鹸については適宜補充し、手すり、ドアノブ、トイレ等の人の手に触れやすい部分の消毒作業を行うこと。

(3) 作業人員 1名／回

3 年末特別清掃

(1) 作業実施日及び時間

作業は12月中に別途日を指定して実施するものとする。

作業時間は、13:00～17:00とする。

(2) 作業内容

作業内容は通常清掃に加え、天井のすず払い、外周のサッシ及び網戸の洗浄、窓ガラスの拭き掃除、照明器具の拭き掃除、壁面の段差や障子等埃のたまりやすい箇所の水拭き掃除を行うものとする。

(3) 作業人員

作業人員は6名とする。

ただし、通常清掃の日時及び状況により別途調整を行い、作業内容等に応じ、適正な作業人員を配置するものとする。

●注意事項

- ・室内には重要な美術品等があるため、細心の注意を払って作業を実施すること。